

違反対象物の公表制度

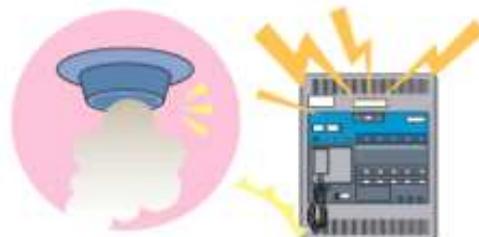
利用者の安全のために2022年4月1日
から重大消防法令違反の建物を公表します。

◎ どのような制度なの？

利用者自らが建物の火災の危険に関する情報を確認し、利用を判断できるようにするために、重大な消防法令違反の内容をホームページで公表するものです。

◎ 公表の対象となる違反は？

消防法令で義務付けられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。



◎ どうやって公表のされるの？

消防機関が立入検査において違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから28日経過してもその違反が継続している場合に、違反が是正されるまで本組合ホームページにて公表します。

◎ 公表の内容は？

1. 建物の名称 【例：〇〇ビル】
2. 建物の所在地 【例：〇〇市〇〇町〇〇番地】
3. 違反の内容 【例：自動火災報知設備未設置】

～ 建 物 関 係 者 の 皆 様 へ ～

現に使用している建物の増築や改築、隣接建物との接合を行う場合は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。